

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	災害等による保険料減免の再申請	
根拠条例等・条項	堺市国民健康保険条例施行規則第13条第3項	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>災害等による保険料の減免期間は、損害の発生した日の属する月から1年間とする。この場合において、年度を超えて保険料の減免を受けようとするときは、新年度の初めに改めて申請を行わなければならない。</p> <p>・対象者 災害等により生活が著しく困難となった者。 ・災害等により生活が著しく困難となった者とは 居住する住宅について、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、全半焼（全半壊）や大規模半壊し、又は火災による水損や床上浸水等の損害を受けた者 （堺市国民健康保険条例施行規則第13条）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	30日
	標準処理期間を設定できない理由	